

学校法人島田学園役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人島田学園（以下「学園」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第39条の規定に基づき、役員の報酬、手当、退職金及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員定義)

第2条 この規程において役員及び評議員とは、寄附行為第5条に規定する役員及び評議員のうち、法人の職員を兼ねていない者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 理事長に対しては、報酬、賞与及び退職金を支給する。

(2) 理事、監事及び評議員に対しては、報酬のみ支給する。

2 役員及び評議員に対する報酬額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額 500,000円

(2) 理事 日額 20,000円 理事会等会議への出席

(3) 監事 日額 20,000円 監事監査、理事会等会議への出席、その他法人業務のための勤務

(4) 評議員 日額 10,000円 評議員会等会議への出席

(報酬額の算定方法)

第4条 新たに理事長に就任した場合は、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 理事長の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、死亡による退任の場合は、その当月分の報酬月額を支給する。

(賞与)

第5条 理事長に対する賞与の額は、次のとおりとする。

(1) 6月 報酬月額の1か月分

(2) 12月 報酬月額の2か月分

(退職金)

第6条 理事長が任期満了又は辞任により退任したときは、退職金を支給する。

2 死亡により退任したときは、その遺族に支給する。この場合において、遺族の範囲及び順位は、島田樟誠高等学校退職手当規程第8条の規定を準用する。

(退職金の算定方法)

第7条 退職金の額は、退任の日における報酬月額に、次に掲げる在任期間の割合を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

(1) 1年以上5年未満の期間については、1年につき100分の100

(2) 5年以上9年未満の期間については、1年につき100分の125

(3) 9年以上13年未満の期間については、1年につき100分の150

(4) 13年以上の期間については、1年につき100分の175

2 在任期間は、理事長として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は、1か月に切り上げる。

3 第1項の規定にかかわらず、退職金は、退任の日における報酬月額に50を乗じて得た額を上限とする。

4 退職金は、法令による控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

(費用)

第8条 役員が出張したときは、当該役員に対して旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 出張の手続き及び旅費の支給等については、島田樟誠高等学校旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第9条 理事長の報酬及び賞与の支給日、支給方法、端数計算等については、島田樟誠高等学校給与規程第7条、第8条及び第25条の規定を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に読み替えるものとする。

2 その他の役員の報酬は、9月21日及び3月21日にそれぞれ6か月分ごと支給する。ただし、当日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 学校法人島田学園役員退職金支給規程（昭和49年4月1日制定）は、廃止する。

3 ~~寄附行為第26条の規定に基づき、寄附行為第23条第1項第4号及び第5号に規定する評議員が評議員会へ出席した場合に、月額10,000円の報酬を支給するものとする。ただし、理事を兼ねている者を除くものとする。~~（令和7年4月1日付削除）

4 学校法人島田学園役員の報酬等に関する規程（以下「規程」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの報酬月額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事長 月額 400,000円

(2) 理事 月額 30,000円

(3) 監事 月額 30,000円

4 規程第4条に規定する期末手当の額は、前項に掲げる期間は、前項第1号の規定による報酬月額を基礎額とする。

5 規程第4条に規定する期末手当は、同条及び前項の規定にかかわらず、平成20年6月1日から平成28年3月31日までの間は、支給しない。

附 則（平成20年5月29日 議案第4号）

この規程は、平成20年5月29日から施行する。

附 則（平成22年3月26日 議案第33号）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 学校法人島田学園役員の報酬等に関する規程（以下「規程」という。）第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの報酬月額は、400,000円とする。

3 規程第4条の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの間は、期末手当を支給しない。

附 則（平成25年3月26日 議案第50号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日 議案第24号）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 学校法人島田学園役員の報酬等に関する規程（以下「規程」という。）第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成29年6月21日までの報酬月額は、400,000円とする。

3 規程第4条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成29年6月21日までの間は、期末手当を支給しない。

附 則（令和元年12月11日 議案第4号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月24日 議案第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月12日 議案第3号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

職員の身分を継続する理事長の報酬等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、学校法人島田学園役員の報酬に関する規程第2条第3項に規定する理事長の報酬の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員と職員との関係)

第2条 専任の職員が理事長となったときは、職員としての身分は継続するものとする。

(報酬及び支給日等)

第3条 前条に規定する理事長の報酬は、職員としての給与を含めるものとする。

2 前項に規定する職員としての給与に加える報酬の額は、理事会がこれを決定するものとする。

3 前2項に規定する報酬の支給日は、島田樟誠高等学校給与規程第7条及び25条の規定を準用し支給する。

(規定の改廃)

第4条 この内規を改廃しようとするときは、理事会の議決を経るものとする。

附 則 (平成7年10月25日 議案第10号)

この内規は、平成7年10月25日から施行し、平成7年9月1日から適用する。

附 則 (平成15年1月27日 議案第5号)

この内規は、平成15年1月27日から施行する。